

2022年6月8日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田二丁目12番19号
株式会社テクノマセマティカル
代表取締役社長 田 中 正 文

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月24日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都品川区西五反田二丁目6番8号
ホテルマイステイズ五反田駅前 2階 ルーチェ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、本株主総会にご来場される株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただきたくお願い申しあげます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力賜りますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tmath.co.jp>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

## 1. 会社の現況

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度(2021年4月1日～2022年3月31日)における我が国経済は、新型コロナウイルス感染再拡大への政策的対応および同懸念に引きずられ飲食・旅行業界を中心に内需関連は依然厳しいものの、製造業関連は外需に支えられ比較的順調な回復傾向を見せるなど、二極化傾向を見せながら推移しました。一方、目を海外に転じると、堅調に推移していた中国経済に鈍化の兆しが見られ始め、米国や欧州では景気は着実に回復しつつあるかに見えるものの、同感染症変異株による感染再拡大が一部でみられるなど予断を許さない状況となっています。また、エネルギーをはじめ各種原材料価格の上昇やサプライチェーンの混乱などによる部材供給不足を主因とする過度なインフレ圧力が懸念され始めている中、2月に勃発したロシアによるウクライナ侵攻が地政学リスクを現実のものとして認識させるとともに主要各国によるロシアへの各種制裁がインフレ圧力をさらに高めるなど、先行き大きな不安を残しながら推移しました。

このような中、当社の主要顧客業界である電子機器関連業界は、事業の再編を進めつつも、新興国向けに機能・性能を絞った製品の開発を進める一方、競争力の源泉である優れたアルゴリズムを用いた映像・画像・音声の圧縮伸張技術を追求し続けております。

具体的には、携帯型端末においてはワンセグ機能に加え、より高画質、大画面の方向に向かっていることから、映像・画像の圧縮伸張コア技術であるビデオコーデックにおける優れたアルゴリズムを市場が求めております。また、デジタル情報家電においても、高画質化に加え高音質化が求められており、低消費電力と合わせてそれらを実現するオーディオコーデックが期待されてきております。さらに、動画像の配信・伝送分野においても、低ビット・レートでも高画質、高音質、低遅延を実現する圧縮伸張技術が必要不可欠のものとなっております。

このような状況下、DMNAアルゴリズムを用いて高画質、高音質、低遅延はもちろん、地球環境にやさしい省エネルギーなグリーン製品群を提供している当社は、国際標準規格に基づく圧縮伸張技術の機能強化ならびに受注活動を行うとともに、独自規格のオリジナル・コーデックや圧縮してもデータが劣化しないロスレス技術、ソリューション製品としての各種低遅延伝送装置などをさらに国内外の市場に投入すべく営業努力を重ねており、依然としてリモート勤務となっている顧客も多い中でも、中身の濃い商談が増えてきております。

一方、費用・損益面では、売上高の伸び悩みにより販管費などのコストを賄うことができず、損失を計上することとなりました。

なお、当社の売上高は、主要顧客の決算期末（主として9月と3月）に集中する傾向がある一方、販管費等のコストは、各四半期とも大幅な変動はない、という特徴を有しております。

以上の結果、当事業年度の売上高は569百万円（前期比36.7%増）となり、経常損失68百万円（前期は経常損失242百万円）、当期純損失70百万円（前期は当期純損失245百万円）となりました。

当事業年度の期末配当につきましては、業績及び財務状況などを総合的に勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきますと存じます。

部門別の業績につきましては、次のとおりです。

（ソフトウェアライセンス事業）

営業活動におきましては、単体IPでのライセンス営業から複数IPをモジュール化してのライセンス営業に力をいれました。

主要な案件としましては、次のとおりです。

《量産ライセンス》

- ・デムラ技術：有機ELディスプレイ向け
- ・AACデコーダ ソフトウェア：DJ機器向け
- ・ハンズフリー ソフトウェア：車載機器向け
- ・AAC-LCデコーダ ソフトウェア：DJ機器向け
- ・H. 264 エンコーダ ソフトウェア：住設機器向け
- ・H. 264 エンコーダ ソフトウェア：衛星関連ビジネス向け

《評価ライセンス》

- ・AI画像認識ソフトウェア：車載機器向け
- ・H. 264 エンコーダ ソフトウェア他：サーバー向け

以上の結果、当事業年度の売上高は121百万円となりました。

（ハードウェアライセンス事業）

営業活動におきましては、4K技術、ロスレス技術、H. 265、スムージング技術を中心にライセンス営業活動、海外案件獲得活動を展開しました。

主要な案件としましては、次のとおりです。

《量産ライセンス》

- ・固定長圧縮技術：表示パネル用FPGA向け
- ・デムラ技術：有機ELディスプレイ向け
- ・JPEG-XS：映像機器用SoC向け
- ・固定長圧縮技術：プロジェクト向け
- ・JPEG：重機向け
- ・HEVC/H264 Multi Codec：デジタルカメラ向け
- ・固定長圧縮技術：プロジェクト向け

・固定長圧縮技術：医療用機器向け  
《評価ライセンス》

・H. 265：映像伝送機器向け

以上の結果、当事業年度の売上高は322百万円となりました。

(ソリューション事業)

営業活動におきましては、当社の既存技術と開発力をベースに顧客のカスタム案件の獲得およびオリジナル・コーデックを用いて低遅延・高画質を両立させた小型版画像伝送システムや放送局向け低遅延送り返しシステムの販売活動を中心に展開しました。

主要な案件としましては、次のとおりです。

- ・低遅延伝送装置関連：米国放送局リモート・スタジオ向け
- ・WiFi SyncViewer：株主総会向け
- ・低遅延伝送装置：国内CATV局向け
- ・画像音声記録再生システム：航空関連機器向け
- ・低遅延伝送装置コンパクト版：無人ヘリコプタ向け
- ・WiFi SyncViewer：教育機関向け
- ・H. 264 エンコーダ ミドルウェア開発：車載機器向け
- ・DTV用MultiPlexer開発：車載機器向け
- ・JPEG IP制御回路開発：重機向け
- ・受託業務：民生機器向けカスタムソフトウェア改変作業
- ・H. 264エンコーダ/トランスコーダ開発：車載機器向け
- ・デジタルTVミドルウェア開発：車載機器向け
- ・HEVCデコーダ仕様変更：民生機器向け
- ・映像伝送マルチキャスト対応：防衛装備向け
- ・小型送り返し用デコーダ装置開発：放送機器向け
- ・音声アルゴリズム研究業務：音声認識向け

以上の結果、当事業年度の売上高は124百万円となりました。

| 事業区分          | 売上高       | 受注高       |
|---------------|-----------|-----------|
| ソフトウェアライセンス事業 | 121,982千円 | 121,982千円 |
| ハードウェアライセンス事業 | 322,562千円 | 325,257千円 |
| ソリューション事業     | 124,770千円 | 166,264千円 |

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                        | 第 19 期<br>(2019年3月期) | 第 20 期<br>(2020年3月期) | 第 21 期<br>(2021年3月期) | 第 22 期<br>(2022年3月期)<br>(当事業年度) |
|--------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                 | 860,033              | 524,030              | 416,340              | 569,314                         |
| 経常利益又は<br>経常損失 (△) (千円)                    | 100,959              | △173,404             | △242,878             | △68,010                         |
| 当期純利益又は当<br>期純損失 (△) (千円)                  | 85,865               | △176,145             | △245,809             | △70,941                         |
| 1株当たり当<br>期純利益又は<br>1株当たり当<br>期純損失 (△) (円) | 33.11                | △67.93               | △94.80               | △27.36                          |
| 総 資 産 (千円)                                 | 2,875,113            | 2,654,192            | 2,429,371            | 2,352,069                       |
| 純 資 産 (千円)                                 | 2,755,323            | 2,572,985            | 2,345,758            | 2,261,060                       |
| 1株当たり<br>純 資 産 額 (円)                       | 1,062.57             | 992.27               | 904.65               | 872.00                          |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は以下の項目を対処すべき課題と捉え、対処してまいります。

### ① 特定市場への戦略的アプローチ

当社の開発、ライセンスする製品は、国際標準規格に準拠しており、その用途・ライセンス対象は多岐にわたります。一方、デジタル信号処理技術の進展はめざましく、日夜新しい技術・規格が世界中で産み出されており、その競争も非常に激しいものとなっています。このような環境下、より多くの電子機器に当社製品を搭載していただき、ライセンス収入を得るためには、対象となる機器・顧客に最適な性能・機能を持った製品をいち早く開発・提供する必要があります。当社では携帯型機器 (Handset)、撮像機器 (Imaging)、リビング向け機器 (Consumer)、アミューズメント (Amusement)、車載情報システム機器 (Automotive)、及び映像・画像配信機器 (Broadcasting) を重点対象と位置づけ、これらの市場・顧客に対して、戦略的な受注・開発・ライセンス活動を行っていく方針です。また、ソリューション製品は主として放送・伝送システムとして市場投入していく方針です。

### ② 販売体制の拡充

当社の製品は業界の一部では非常に高い評価を得ているものの、業界全体

として見た場合には未だ認知度は高くなく、この認知度を上げることが急務であると考えております。より広く潜在顧客へのアプローチを行うことおよびより多くの潜在顧客からのアクセスを誘引・獲得することで、当社の潜在市場、製品用途はさらに広がるものと考えております。そのためにホームページを刷新してマーケティング機能を充実させ、また、営業部門と開発部門とが潜在顧客および技術動向のすり合わせを密に行うとともに、代理店との関係を強化することで、より多くの市場へ効率よくアプローチを行い、国内外を含めた市場拡大を目指していく方針です。

### ③ 効率的な開発・サポート体制の構築

地上デジタル放送の本格化に伴い、各種表示装置はもちろん、携帯型端末機器へも高精細動画機能が搭載されるなどの環境変化により、当社製品への引合いならびに製品の受注活動が活発化している一方、多様な顧客に対して高品質な製品を提供するための効率的な体制の構築が課題となっております。将来の収益源を産み出す研究・開発組織体制の整備はもちろん、製品化から品質保証・納期対応にいたるまで、一貫した組織体制の構築が事業成長の鍵となると認識し、顧客へのさらなるサポート体制拡充を含めた施策を実施してまいります。

### ④ デモ・システムの充実

各種デジタル映像・画像機器に当社が開発したDMNA（革新的なアルゴリズム）を用いた圧縮・伸張技術を採用すると、低消費電力化が図れることに加え、画質、音質はもちろん、処理速度（リアルタイム性／遅延量）などの性能が数倍向上します。

このような当社製品の優位性を確認・理解していただけるデモ・システムを開発し、効果的な営業活動が行える体制をとってまいります。

### ⑤ 組織の活性化

当社は社員の平均年齢が約48歳と決して若い企業とは言えません。また、ここ数年の業績動向は決して芳しいものではない一方、業務運営に緊張感、危機意識、活気がない部分が散見されるようになってきました。これらに対処すべく、能力のある若手社員の採用に力を入れるとともに、人事・処遇を今まで以上に成果・貢献度を重視して行うなど、業績回復の前提ともなる組織活性化のための施策を実施してまいります。

### ⑥ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、2020年3月期以降当事業年度にいたるまで、3事業年度連続で営業損失を計上しております。このため、継続企業の前提に関する重要事象等が存在している可能性があります。しかしながら、財務面におきましては、当事業年度末での現預金及び余資運用残高は1,938百万円、自己資本比率も96.1%と、いずれも高い水準にあります。次の事業年度以降も堅固な財務体質を維持しつつ、新技術の開発と営業活動の強化を推し進め売上高の伸長を図るとともに、不要不急な経費の圧縮等に注力し、損益状況のさらなる改善、黒字化を図ってまいります。従いまして、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しており、計算書類の注記表には記載しておりません。

### (5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

| 事業区分          | 主要製品                                                                                                                                                                     |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ソフトウェアライセンス事業 | 4K8K H.265、H.264、WMV、MPEG-4、JPEG、JPEG2000、AAC、MP3、AMR、WMA、AC3、ノイズサプレッサ、エコーキャンセラ、Opus、FLAC、3D AAC、風雑音低減、スチームボイス、H.264SVC、FRC、V2M、V2B、V2C、V2S、HDR、WDR、JPEG XS              |
| ハードウェアライセンス事業 | 4K8K H.265、4K H.264、MPEG-2、MPEG-4、JPEG、V3、H.264/H.265 マルチコーデック、H.264 I-only、高速JPEG、4K FRC、FLC 1/2 1/3 1/4、HDR、WDR、ロスレス圧縮、JPEG XS                                         |
| ソリューション事業     | 低遅延IP伝送装置、4K伝送装置、小型版低遅延IP伝送装置、H.264LSI搭載ボード、単機能LSI (H.264)、H.265 4:2:2 リアルタイムプレーヤー、WiFi同期配信システム、ター-&インターカム装置、FPGA用デザインキット、小型版低遅延IP伝送装置マルチユーザシステム、低遅延モバイル映像伝送システム、映像鮮明化装置 |

### (6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

|              |           |
|--------------|-----------|
| 本社           | 東京都品川区    |
| 金沢テクノロジーセンター | 石川県金沢市    |
| 神戸事業所        | 兵庫県神戸市中央区 |

### (7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 57名  | 6名減       | 48.3歳 | 11.7年  |

## 2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 7,680,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,593,100株 (うち自己株式141株)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 1,758名

### (5) 大株主（上位10名）

| 株主名       | 持株数        | 持株比率   |
|-----------|------------|--------|
| 田中正文      | 1,070,000株 | 41.26% |
| 出口眞規子     | 202,000    | 7.79   |
| 秋元利規      | 175,000    | 6.74   |
| 橋本文男      | 61,700     | 2.37   |
| 株式会社SBI証券 | 43,000     | 1.65   |
| 高士隆弘      | 31,800     | 1.22   |
| 有限会社みんな   | 31,000     | 1.19   |
| 鈴木智博      | 28,900     | 1.11   |
| 吉川直樹      | 28,400     | 1.09   |
| 川村哲明      | 19,900     | 0.76   |

(注) 持株比率は自己株式(141株)を控除して計算しております。

## 3. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|-------|--------------|
| 代表取締役社長  | 田中正文  |              |
| 取締役副社長   | 出口眞規子 | 管理部長         |
| 取締役      | 森口由起夫 |              |
| 常勤監査役    | 真鍋利明  | 真鍋利明税理士事務所   |
| 監査役      | 林紘子   |              |
| 監査役      | 松下近   |              |

- (注) 1. 取締役森口由起夫氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役真鍋利明氏、監査役林紘子氏及び監査役松下近氏は、社外監査役ではありません。
3. 常勤監査役真鍋利明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役森口由起夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社と社外取締役森口由起夫氏及び社外監査役松下近氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について



て、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的視点で健全な成長を目指して経営に取り組むことが重要との考えから、基本報酬の水準と安定性を重視した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で承認された取締役年間報酬総額の範囲内において、各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。このため、業務執行取締役および社外取締役の報酬は、業績連動報酬や非金銭報酬を採用せず固定報酬としての基本報酬のみとする。

#### ロ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して代表取締役社長が個人別の報酬額案を取締役会に付議し、取締役会決議により決定するものとする。

#### ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等の内容については、基本報酬のみとし、業績連動報酬、非金銭報酬、賞与、退職時の慰労金等は支給しない。

### ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                      | 員 数       | 報 酬 等 の 額    |
|--------------------------|-----------|--------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 3名<br>(1) | 73百万円<br>(1) |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 3<br>(3)  | 3<br>(3)     |
| 合 計<br>(う ち 社 外 役 員)     | 6<br>(4)  | 76<br>(4)    |

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2004年6月29日開催の第4回定時株主総会において年額1,000百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2004年6月29日開催の第4回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
監査役真鍋利明氏は、真鍋利明税理士事務所を経営しております。  
当社と同事務所との間には、特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

|             | 主な活動状況                                                                                                                  |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 森 口 由起夫 | 当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、企業経営及び経済に関する豊富な経験と見識から、取締役会において積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保及び当社の企業価値向上のための助言・提言を行っております。 |
| 監査役 真 鍋 利 明 | 当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、また、監査役会13回のすべてに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                           |
| 監査役 林 紘 子   | 当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席し、また、監査役会13回のうち11回に出席いたしました。主に経営管理の観点から、必要な発言を適宜行っております。                                        |
| 監査役 松 下 近   | 当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、また、監査役会13回のすべてに出席いたしました。主に開発部門における豊富な経験と見識から、必要な発言を適宜行っております。                                   |

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

普賢監査法人

### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 13百万円
- ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 13百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 上記①②は全て普賢監査法人に対する報酬であります。
  3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社監査役会が、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は法令及び定款を遵守するとともに、社会倫理の遵守があらゆる企業活動の前提であることを理解し、これを実践していきます。当社はそのための教育ならびに啓蒙を継続的に行うことでその重要性を周知徹底してまいります。

取締役会は取締役会規程の定めに従い、経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行います。取締役は取締役会に対して業務執行に関する報告を行うとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視、監督します。併せて、社外監査役を含む監査役は監査基準及び監査計画に従い、取締役の職務執行状況を監査するものとしております。

コンプライアンスについては管理部門担当役員を責任者として、法務業務及び内部監査業務を強化、推進することにより全社横断的な取り組みを統括していく計画であります。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他の重要会議の議事録、稟議書、契約書、その他取締役の職務の執行にかかわる情報は、文書管理規程に基づき、安全かつ適切に保管及び管理を行い、取締役及び監査役から閲覧の要請があった場合にはこれに速やかに応えることとなっております。

③損失の危機の管理に関する規程その他の体制

全社的及び組織横断的なリスク状況の監視ならびに対応は管理部門を中心に行うものとし、重要事項については、取締役会に報告する体制をとっております。

また、各部門の担当業務に内在する各種のリスクについては、その部門長を責任者として、それぞれの担当部門において、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成及び配布等を行い、リスク管理体制を整えております。

内部監査人は、それぞれの担当部門におけるリスク管理の状況を定期的に監査し、代表取締役社長に報告することとし、必要のある場合には、監査報告の指摘に基づきそれぞれの担当部門が改善策を決定し、その実施状況を代表取締役社長に報告することとなっております。

上記のような体制をとるとともに、リスクコントロールによる経営の健全化と収益基盤の安定化は当社の重要課題であることから、法律事務所と顧問契約し、必要に応じて法律問題全般についてアドバイスを受けております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等において、それぞれの担当部門の分掌業務、各職位の役割、職務内容及び権限を定め、合理的、効率的、かつ組織的な業務の遂行を図っております。

必要に応じて、部門横断的な会議体を設け、その適切な運営に努めることにより、取締役会の議事を充実させ、業務を効率的に執行する体制を整えております。

取締役会で決定された中期経営計画及び年次事業計画・予算に基づき、月次・四半期業績管理を実施することにより、経営計画とその迅速なフォローアップを遂行する体制をとっております。

⑤会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

該当事項はありません。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を置くこととします。補助使用人は兼務も可能とするが、当該職務を遂行する場合には専ら監査役の指揮命令の下におき、取締役から独立して職務を遂行させる措置をとるものとします。

また、補助業務に係る人事評価及び補助使用人の人事異動等については、監査役の事前の同意を得て行うものとします。

⑦取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は取締役会をはじめとする重要な意思決定会議に参加するとともに、稟議書等、業務執行に関わる重要な書類を閲覧し、必要のある場合には、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けることができるものとします。

また、取締役及び使用人は当社の業務ならびに業績に重大な影響を及ぼす事実を確認した場合には、速やかに監査役会に報告するものとし、併せて、監査役相互でも報告を行うものとします。

なお、監査役会に報告をした取締役及び使用人が、当該報告を理由に不利益な取扱いを受けることがないように、通報者等の保護については、内部通報制度と同様に対応するものとします。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること及び効率的に行われることの確保

定例取締役会を12回、臨時取締役会を1回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づき適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。

②リスク管理体制

内部監査人が、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画に従い、各部門毎に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び常勤監査役に報告しました。

③コンプライアンス体制

制定済みの「経営理念と行動規範」についての啓蒙を半期毎に実施し、また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を運用しました。

④監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役は、取締役、内部監査人その他の使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行いました。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額       | 科 目                     | 金 額        |
|--------------------|-----------|-------------------------|------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b> |           | <b>( 負 債 の 部 )</b>      |            |
| 流 動 資 産            | 1,501,301 | 流 動 負 債                 | 84,633     |
| 現金及び預金             | 1,134,477 | 買 掛 金                   | 125        |
| 受 取 手 形            | 303       | 未 払 金                   | 2,627      |
| 売 掛 金              | 269,072   | 未 払 費 用                 | 17,101     |
| 商品及び製品             | 39,361    | 未 払 法 人 税 等             | 16,488     |
| 仕 掛 品              | 818       | 未 払 消 費 税 等             | 21,137     |
| 原材料及び貯蔵品           | 29,744    | 前 受 金                   | 2,737      |
| 前 払 費 用            | 19,423    | 預 り 金                   | 4,277      |
| そ の 他              | 8,099     | 前 受 収 益                 | 1,256      |
| 固 定 資 産            | 850,767   | 賞 与 引 当 金               | 18,881     |
| 有 形 固 定 資 産        | 5,427     | 固 定 負 債                 | 6,375      |
| 建 物                | 2,695     | 繰 延 税 金 負 債             | 6,375      |
| 工具、器具及び備品          | 2,732     | 負 債 合 計                 | 91,008     |
| 無 形 固 定 資 産        | 10,376    | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>    |            |
| ソフトウェア             | 10,238    | 株 主 資 本                 | 2,246,615  |
| そ の 他              | 138       | 資 本 金                   | 2,032,255  |
| 投資その他の資産           | 834,963   | 資 本 剰 余 金               | 2,161,255  |
| 投資有価証券             | 803,689   | 資 本 準 備 金               | 2,161,255  |
| 長期前払費用             | 484       | 利 益 剰 余 金               | △1,946,736 |
| そ の 他              | 30,789    | そ の 他 利 益 剰 余 金         | △1,946,736 |
| 資 産 合 計            | 2,352,069 | 繰 越 利 益 剰 余 金           | △1,946,736 |
|                    |           | 自 己 株 式                 | △158       |
|                    |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 14,445     |
|                    |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 14,445     |
|                    |           | 純 資 産 合 計               | 2,261,060  |
|                    |           | 負 債 純 資 産 合 計           | 2,352,069  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額     |
|---------------------|---------|
| 売 上 高               | 569,314 |
| 売 上 原 価             | 19,813  |
| 売 上 総 利 益           | 549,501 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 623,901 |
| 営 業 損 失             | △74,399 |
| 営 業 外 収 益           | 10,278  |
| 営 業 外 費 用           | 3,889   |
| 経 常 損 失             | △68,010 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失     | △68,010 |
| 法人税、住民税及び事業税        | 2,931   |
| 当 期 純 損 失           | △70,941 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本   |           |              |                                 |              |         |                |
|--------------------------|-----------|-----------|--------------|---------------------------------|--------------|---------|----------------|
|                          | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金                       |              | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                          |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |                |
| 当期首残高                    | 2,032,255 | 2,161,255 | 2,161,255    | △1,875,795                      | △1,875,795   | △104    | 2,317,610      |
| 当期変動額                    |           |           |              |                                 |              |         |                |
| 当期純損失                    |           |           |              | △70,941                         | △70,941      |         | △70,941        |
| 自己株式の取得                  |           |           |              |                                 |              | △53     | △53            |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額 (純額) |           |           |              |                                 |              |         |                |
| 当期変動額合計                  | —         | —         | —            | △70,941                         | △70,941      | △53     | △70,995        |
| 当期末残高                    | 2,032,255 | 2,161,255 | 2,161,255    | △1,946,736                      | △1,946,736   | △158    | 2,246,615      |

|                          | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                | 純資産合計     |
|--------------------------|------------------|----------------|-----------|
|                          | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当期首残高                    | 28,147           | 28,147         | 2,345,758 |
| 当期変動額                    |                  |                |           |
| 当期純損失                    |                  |                | △70,941   |
| 自己株式の取得                  |                  |                | △53       |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額 (純額) | △13,702          | △13,702        | △13,702   |
| 当期変動額合計                  | △13,702          | △13,702        | △84,697   |
| 当期末残高                    | 14,445           | 14,445         | 2,261,060 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他の有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、製品および原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

##### ② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ 長期前払費用

均等償却によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生ずる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ① ソフトウェアライセンス事業、ハードウェアライセンス事業

ソフトウェアライセンス事業及びハードウェアライセンス事業においては、主にIPライセンスを顧客に供与したことによる収益、及び供与したIPに関連する顧客製品の売上高に基づくロイヤルティ収益が発生しております。

イ IPライセンスの供与

IPライセンスの供与については、締結されたライセンス契約に基づき、IPデータを格納したメディアを顧客に引き渡すことで当該IPライセンスを使用する権利を提供するものであり、当該メディアを顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

ロ 顧客の売上高に基づくロイヤルティ

ロイヤルティについては、締結されたライセンス契約に基づき、顧客が当社のIPを用いて製造した製品に関連する売上高を計上した時点で収益を認識しております。

##### ② ソリューション事業

ソリューション事業においては、主に当社のIPを用いて製造した電子機器の販売及び各



種開発業務の請負を行っております。

イ 電子機器の販売

電子機器の販売においては、通常、出荷時から当該製品・商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

ロ 開発業務の請負

開発業務の請負については、開発の進捗に応じて顧客の資産が増加し、当該資産が増加するにつれて顧客が当該資産の支配を獲得し、これに応じて当社の履行義務が充足されるため、開発の進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度の測定は、開発業務原価の発生が履行義務の充足に概ね比例していると考えられることから、発生原価に基づくインプット法（期末日までに発生した開発業務原価が予想される開発業務原価総額に占める割合によって進捗度を測定する方法）で行っております。

なお、契約金額に重要性が乏しく、ごく短期間で完了する開発業務の請負については完全に履行義務を充足した時点、すなわち、開発の成果を顧客に引き渡し、顧客がその成果を検収した時点で収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しておりますが、これによる計算書類に与える影響はありません。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 184,880千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 2,593,100株  | 一株         | 一株         | 2,593,100株 |

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 92株         | 49株        | 一株         | 141株       |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |            |
|--------------|------------|
| (繰延税金資産)     |            |
| 繰越欠損金        | 317,990千円  |
| 賞与引当金        | 5,781千円    |
| 商品評価損        | 10,144千円   |
| 未払事業税        | 4,151千円    |
| その他          | 1,306千円    |
| 繰延税金資産小計     | 339,374千円  |
| 評価性引当額       | △339,374千円 |
| 繰延税金資産合計     | －千円        |
| (繰延税金負債)     |            |
| その他有価証券評価差額金 | △6,375千円   |
| 繰延税金負債合計     | △6,375千円   |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用は安全性の高い金融資産を対象に行い、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、運転資金及び少額の設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、その多くが4か月以内の入金期日となっており、顧客の信用リスクは限定的です。また当該リスクに関しては、当社の販売管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制をとっております。

投資有価証券は、余資運用のため保有する投資信託であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、随時時価や発行体の財務状況を把握し、市況を勘案して保有状況の是非について見直しを行っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|        | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------|------------------|---------|---------|
| 投資有価証券 | 803,689          | 803,689 | －       |
| 資産計    | 803,689          | 803,689 | －       |

(注) 1. 現金及び預金、受取手形、売掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等及び預り金については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

#### 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,134,477    | －                   | －                    | －            |
| 受取手形   | 303          | －                   | －                    | －            |
| 売掛金    | 269,072      | －                   | －                    | －            |
| 合計     | 1,403,853    | －                   | －                    | －            |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

| 区分                       | 時価（千円） |         |      |         |
|--------------------------|--------|---------|------|---------|
|                          | レベル1   | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券<br>その他有価証券<br>その他 | —      | 803,689 | —    | 803,689 |
| 資産計                      | —      | 803,689 | —    | 803,689 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

時価については、取引金融機関等から提示された価格によっており、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

7. 資産除去債務に関する注記

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等については、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく現時点で移転等も予定されていないものについては、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に対応する資産除去債務を計上しておりません。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                      | 事業区分              |                   |               |         |
|----------------------|-------------------|-------------------|---------------|---------|
|                      | ソフトウェア<br>ライセンス事業 | ハードウェア<br>ライセンス事業 | ソリューション<br>事業 | 計       |
| IPライセンス収益<br>(保守を含む) | 121,982           | 322,562           | —             | 444,544 |
| 電子機器販売収益<br>(保守等を含む) | —                 | —                 | 54,972        | 54,972  |
| 開発請負収益               | —                 | —                 | 69,797        | 69,797  |
| 顧客との契約から生<br>じる収益    | 121,982           | 322,562           | 124,770       | 569,314 |
| その他の収益               | —                 | —                 | —             | —       |
| 外部顧客への売上高            | 121,982           | 322,562           | 124,770       | 569,314 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね4ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約負債の残高等

当社の契約負債の当事業年度末残高に重要性が乏しく、かつ重要な変動も生じていないため、記載を省略しております。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足の履行義務は、当事業年度末において12,700千円であります。当該履行義務はソリューション事業における電子機器の製造及び販売に関するものであり、期末後1年超2年以内にその全額が収益として認識されると見込んでおります。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 872円00銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 27円36銭  |

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社テクノマセマティカル

取締役会 御中

### 普賢監査法人

東京都千代田区

|                |       |    |    |
|----------------|-------|----|----|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 荒木 | 正博 |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐藤 | 功一 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テクノマセマティカルの2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えら

れる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年 5 月 25 日

株式会社テクノマセマティカル 監査役会

常勤監査役 真 鍋 利 明 ⑩

社外監査役 林 紘 子 ⑩

社外監査役 松 下 近 ⑩

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                    | 変 更 案          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u><br/>           第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>（ 削 除 ）</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>                                                                                                                                 |
| (新 設)   | <p>(附則)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (新 設)   | <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>③ 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

## 第2号議案 取締役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役森口由起氏が任期満了となりますので、改めて取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                   | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| もりぐち ゆきお<br>森口 由起夫<br>(1963年12月4日生) | 1989年4月 株式会社野村総合研究所 入社<br>1995年4月 駒澤大学経済学部 非常勤講師<br>1998年4月 野村証券株式会社 入社<br>2011年9月 株式会社ぐるなび 入社<br>2012年6月 株式会社ぐるなび総研 取締役<br>2016年6月 当社社外取締役(現任) | 一株                 |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者森口由起氏は、社外取締役候補者であります。
- なお、当社は、森口由起氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 森口由起氏の選任理由及び期待される役割につきましては、同氏が当社の現任の社外取締役としてその職務を十分に果たしており、引き続き、企業経営及び経済に関する豊富な経験と見識により、社外取締役として、当社の企業価値向上のための適切な提言を頂けるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 当社は森口由起氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 森口由起氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。

### 第3号議案 補欠取締役1名選任の件

法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                      | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| せきまもる<br>関守<br>(1949年10月17日生) | 1974年4月 野村証券株式会社 入社<br>1999年6月 野村パブコックアンドブラウン株式会社執行役員<br>2005年10月 高木証券株式会社 入社<br>2007年4月 同社 常務執行役員 | 一株                 |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 補欠取締役候補者関守氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 関守氏を補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割につきましては、同氏が、企業経営及び経済に関する豊富な経験と見識を有しており、社外取締役として、当社の企業価値向上のための適切な提言を頂けるものと判断したためであります。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役林紘子、松下近の2氏が任期満了となりますので、改めて監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                      | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | はやし ひろこ<br>林 紘子<br>(1942年8月5日生)     | 1964年4月 日本通運株式会社 入社<br>1983年4月 株式会社ヒュイットケニー 入社<br>2006年6月 当社社外監査役(現任)          | 900株               |
| 2         | まつした ちかし<br>松 下 近<br>(1946年10月25日生) | 1971年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社) 入社<br>2005年7月 東京工業大学 入職<br>2018年6月 当社社外監査役(現任) | 一株                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者林紘子氏及び松下近氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断した理由について
- (1) 林紘子氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が当社の現任の社外監査役として監査役の職務を十分に果たしており、引き続き、実務経験に基づく高い見識により、当社経営の妥当性、適正性を確保するための役割を果たして頂けるものと判断したためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (2) 松下近氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が当社の現任の社外監査役として監査役の職務を十分に果たしており、引き続き、当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験に基づき、工学の専門家としての技術的見地及び組織運営に関する高い見識を、社外監査役として当社の監査にいかして頂けるものと判断したためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は松下近氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 林紘子氏は、現在当社の社外監査役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって16年となります。
6. 松下近氏は、現在当社の社外監査役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができることとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況) | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|------------------------------------|---------------------------|--------------------|
| かなやま ひでよ<br>金山 英世<br>(1951年8月15日生) | 1970年4月 日本電気株式会社 入社       | 一株                 |

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

# 株主総会会場ご案内図

東京都品川区西五反田二丁目6番8号  
ホテルマイステイズ五反田駅前 2階 ルーチェ

- JR山手線「五反田」駅西口より徒歩1分
- 都営浅草線「五反田」駅A2出口より徒歩1分
- 東急池上線「五反田」駅より徒歩4分

・駐車場の準備はございませんので、公共交通機関をご利用ください。



※新型コロナウイルスの今後の流行状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tmath.co.jp>）にてお知らせいたします。